

保育・子育て政策研究
カンファレンス
報告書
(平成 28 年度)



東京大学大学院教育学研究科附属
発達保育実践政策学センター

発達保育実践政策学センター 保育・子育て政策研究カンファレンス

2017年3月11日（土）13時～17時30分
福武ラーニングシアター（東京大学本郷キャンパス）

待機児童問題などで保育に社会の関心が集まる中で、保育・子育て政策は保育学・経済学・社会学・政治学といった多様な学問分野で研究されています。しかし、学問分野間の交流は十分ではありません。そこで、当センターでは保育政策の研究者が学問分野の垣根を越えて交流するための政策カンファレンスを開催します。

13:00-14:15 ポスター報告

手塚崇子（川村学園女子大学）
小尾晴美（名寄市立大学）
深井太洋（東京大学大学院経済学研究科）
センター教員ほか

14:30-17:30 企画セッション

● 報告者

西岡晋（東北大学）
「保育サービスにおける公私領域再編の政治過程
—政策変化のタイミング・配列・結合—」

千田航（北海道大学）

「フランスにおける多様な保育サービスと認定保育ママ制度」

● 討論者

稗田健志（大阪市立大学）

柴田悠（京都大学）

島田桂吾（静岡大学）

センターサイトよりお申し込みください

事前申込制：定員100名（定員に達し次第、締め切ります。）

学生（学部生・大学院生等）の参加 大歓迎

<http://www.cedep.p.u-tokyo.ac.jp/>



趣旨説明

村上祐介（東京大学大学院教育学研究科／准教授）



発達保育実践政策学センターの一つの目的は、社会科学
的な観点から保育政策の研究を進めるということです。保
育政策は、保育学だけではなく政治学、経済学、社会学な
ど、さまざまな分野で研究されています。その分野間の知
見をお互いに知り、保育政策に関して学際的な対話や交流
を進めていこうというのが、今回の企画の趣旨です。政策
研究のプラットフォームを構築するための最初のきっかけ
になればと思っています。

本日は、政治学・行政学の研究者である西岡晋先生と千
田航先生に、日本とフランスの保育政策についてお話いただき
ます。その後、稗田健志先生、柴田悠先生、島田桂吾先生に政治学・社会学・教育行政学の立場からコメントをいただきま
す。異なる学問分野の専門家がコメントすることを通じて、学問間の共通点と相違点を検討
したいと考えています。

保育サービスにおける公私領域再編の政治過程

—政策変化のタイミング・配列・結合—

西岡晋（東北大学大学院法学研究科／教授）



かつて日本では、公立の保育所が大多数を占めていましたが、現在は過半数が私立の保育所になっています。なぜ 2000 年代になって保育所の民営化が漸進的に進んできたのかということについて、政策過程の観点から見ていきます。私が今回取ったアプローチは、歴史的制度論というもので、時間的な文脈（タイミング）、物事が発生する順番（配列）、ある物事と別の出来事が偶然重なって何か新しい事態が生じること（結合）、という、時間の中の公共政策という視点に依拠しながら説明を試みたいと思います。

1960～1970 年代にかけて、とりわけ公立保育所の整備・拡充が進んでいきました。ところが 80 年代になると福祉の縮減があり、保育所はもう増やす必要がないというのが政府の方針になります。90 年代は、厚労省が児童福祉法の改正はしましたが、保育制度の抜本的な改革には至りませんでした。90 年に 1.57 ショックが起こり、少子化問題が急速に重要なアジェンダとして認識されるようになりました。また、90 年代以降の地方分権改革も保育所の民営化に大きな影響を及ぼしています。そうした状況の中で、2000 年に保育所の規制緩和があり、2001 年に待機児童ゼロ作戦を小泉政権が掲げて、民営化を促進する段階になります。

しかし単に厚生省の通知によって規制緩和が行われ、株式会社が参入できるようになっただけでは、民営化は進みませんでした。いくつかの制度改革が、たまたまこの 2000 年代半ばに結合したことによって、急速に保育所の民営化が進んでいったのではないかと思います。小泉政権が中心的政策課題として取り組んでいた規制改革の一環として、2003 年に地方自治法が改正されて、指定管理者制度が導入されました。従前は公共的な団体しか運営ができなかった公の施設を、営利法人も含めて運営できるようになりました。そして「三位一体の改革」により、地方自治体に対する財政的なプレッシャーが非常に高まりました。「三位一体の改革」に連動するかたちで、公立保育所の運営費、国庫補助金が廃止されて、一般財源化されることになりました。その結果、自治体は保育所の民営化を進めるようになっていきました。

待機児童の問題は地域間の差が大きく、必ずしも全国的に普遍的な問題とは言えません。

地方ではむしろ子どもが少なくなって、保育所の定員を充足していないところがあります。全国の地方自治体では、人口減少が進む中で、老朽化した公共施設のメンテナンスにかかるコストが莫大になっているという問題があります。近年、地方債を施設の除却に使えるように制度が改められました。地方債というのは従来、建物を建てることに対しては借金ができますが、建物を壊すことには基本的には使えなかったのです。施設が老朽化していて、壊すにも費用がかかるけれども、それには地方債は使えないので、自治体はかなり困っていました。ところが建物の除却に対しても地方債が使えるようになると、古くなった公立保育所を、地方債を用いて撤去・統廃合することも可能になります。その際には、あらかじめ自治体が今後どう公共インフラを整備していくかという公共施設等総合管理計画を示して、初めてそれが適用できるわけです。これによって、特に地方での公立保育所の廃止あるいは統合というものが進んでいくことが予想されます。他方、都市部においては待機児童が高止まりしている中で、公立保育所を増やすことはコスト的に難しいので、民営化が広がっています。最近、企業主導型保育事業を安倍内閣は進めようとしています。要するに公立保育所を増やすという話は全くできないのです。

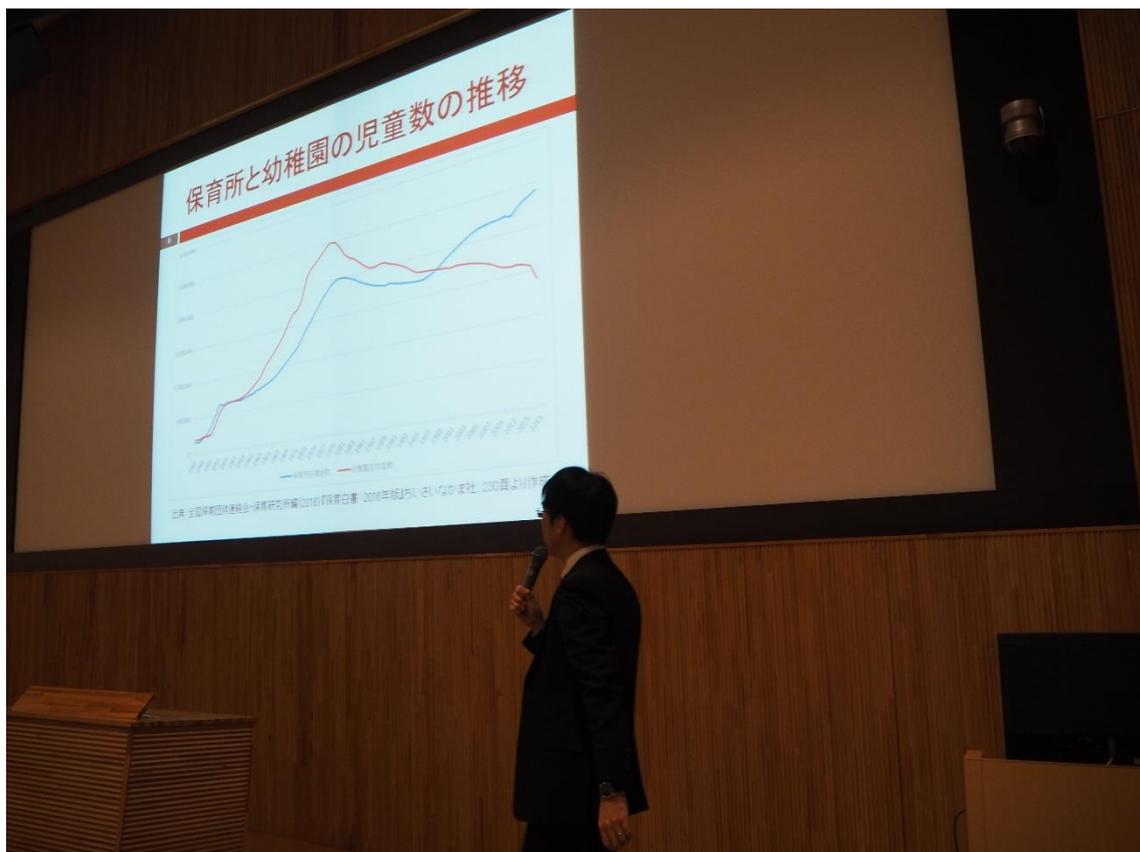
話をまとめると、80年代には、すでに保育所というのは量的には充足していて、増やす必要はないという議論があり、国庫補助金の削減などが行われました。そして90年代初期の段階においては、量的には充足しているけれども、低年齢の保育や延長保育など、多様なニーズにどう応えるかという議論がありました。実は待機児童をいかに解消するかという量的な拡充については、90年代の時点においてすら、一部緊急保育対策等5カ年事業などがありましたが、それほど中心的なアジェンダにはなっていませんでした。

待機児童をゼロにするというような、量的拡充を重要視するようになったのは、2001年の小泉内閣からでした。ところが小泉内閣というのは他方において、保育所に限らず規制改革、民営化を進めてきた内閣です。待機児童をゼロにしよう、保育所をもっと増やそうという大きな政策決定と、規制改革という政策の方針が合わさったところに、さらに地方自治の制度改革が合わさったことによって、保育所の民営化が、2000年代半ば頃から急速に増えていったのだろうということです。

行政学者の村松先生が以前、日本の行政組織の特徴を、「最大動員システム」と捉えていました。日本の行政組織は、少ないリソースを効率よく使うことに非常に長けていて、それがあつた時代までは非常に成功してきたということです。保育所を増やすけれども、なるべくコストをかけずにやってきています。これはまさに新しい最大動員システムと言えるのかもしませんが、実はその最大動員システムというのが、限界に突き当たっているのではないかとということです。

すなわち小泉内閣が掲げた「待機児童ゼロ作戦」には「最小コストで最良・最大のサービスを」というサブタイトルがありました。このフレーズに反対する人は、多分誰もいないでしょう。しかし最小のコストで、少ない資源をうまく活用しようという、非常にもっともらしいアイデアが、実は足かせになっているのではないかとということです。つまりコスト

をかけなければ、問題は解決しないのではないかと私自身は思っているのです。「最小コストで最良・最大のサービスを」という考え方をどう乗り越えていくのかが、今後の保育制度の発展や、待機児童の解消につながっていくのではないかと思います。



フランスにおける多様な保育サービスと認定保育ママ制度

千田航（北海道大学大学院法学研究科／協力研究員）



フランスの3歳から6歳を中心に受け入れる保育学校は、初等教育の範囲で圧倒的に公立が多く、96年のデータでは、すでに3歳児の99.9パーセントが保育学校に通っています。ですから、女性の労働市場参加が進み始めた1970年代以降に、0歳から3歳の保育サービスをどうするかが大きな課題になったと言えます。

保育サービスのメインのひとつは、集団保育所と呼ばれる公的に運営される一般的な認可保育所です。これ以外に、親が運営主体のもの、企業が運営主体のもの、少人数を預かるミクロ保育所など多様な施設があります。さらに家族保育所という所には、乳児教育指導員がいて、保育ママが週に1回から2回子どもをそこへ連れて行き、そこで質の高い幼児教育を受けます。0歳から3歳の保育所は、多くが自治体によって運営されています。

しかし保育所のみではなくて、フランスでは認定保育ママと呼ばれる人たちが保育を担っています。主に認定保育ママの自宅で子どもを預かり、親が直接認定保育ママと契約をします。この認定を受けるには5年更新の研修が必要で、更新前に60時間、更新後に60時間で、トータル120時間の研修を受ける仕組みになっています。認定保育ママは3歳から6歳も受け入れが可能で、非常に柔軟な保育サービスといえます。認定を受けずに保育をする場合は、いわゆるベビーシッターで、親の家で安価に預かってくれます。それ以外に一時託児所もあります。

3歳未満の子どもの保育は基本的には親がしています。それは親が育児休業を最大で3年受けるからです。それ以外に、保育サービスとして19パーセントが認定保育ママを利用しています。その他の保育施設は13パーセントです。さらに両親共にフルタイムで働いている場合に、一番多く利用しているのが保育ママで38パーセントです。

認定保育ママ制度は1977年に開始されました。6歳までの子どもを最大4人まで預かることができますが、大体3人です。また親との契約のもとで子どもを保育することで、2007年以降は120時間の研修が義務化されています。原語の意味は「認定された母親のアシスタント」という意味で、男性でも認定保育ママになることができます。

認定保育ママを雇用する親は、雇用主なので社会保険料と賃金の両方を払わなければいけません。その経済的負担を軽減するために、1980年には現金給付を支給しました。1990年には認定保育ママ雇用家庭補助という現金給付ができ、また税額控除による支援もあります。これによって認定保育ママが増えて、さらに積極的に増額しようと、プラスアルファでお金を給付しました。利用者が多くなったので95年に手当を引き上げて、2004年には、保育方法自由選択補足手当へと再編しています。お金を直接親に配ることによって、保育サービスを利用させているわけです。

保育方法自由選択補足手当は親の所得によって支給額は異なりますが、最低で月1万円から5万円ぐらいの額が、2016年4月以降は毎月支給されます。また税制優遇として、2007年現在は、かかった保育費用の50パーセントは税額が控除され、税金の面でも利用を支えています。こうした経済的支援と認定保育ママの量的な拡大が両輪になって、フランスの主たる保育サービスになっていきました。

1977年以前は、「子守り」という非常に不安定な地位で子育てをしている人たちがいました。これに社会的な地位を与えることが目的で、認定保育ママ制度を始めたのがきっかけです。しかし制度化されると、親が保育ママと雇用契約を結び、その上で税務当局に申告をしなければならず、社会保険料の負担が生じます。その結果、認定されないほうが親としては使い勝手がいいので、保育ママそのものが、統計上10年間で10万人減りました。それでは困るので、保育ママを雇用する負担を軽減するため、経済的な支援を試みましたが不発に終わり、保育ママはどんどん間に流れていきました。社会党のミッテラン大統領の地方分権化の影響もあり、地方自治体が保育所をあまり積極的に作らなかったため、保育所建設も広まりませんでした。女性の労働市場参加による保育需要が満たされず、保育方法を何とか拡大しなければならなくなって、政府は認定保育ママ制度の再活用に向かいました。中央政府レベルの、全国家族手当金庫の支部が、保育ママ仲介制度を始め、さらに認定保育ママ雇用家庭補助という現金給付を実施、それを増額した結果、認定保育ママの数は2014年には44万7,900人と、20年間で30万人以上増えたこととなります。このようにしてフランスでは、保育所ではなくて、認定保育ママが主たる保育方法として受け入れられるようになっていきました。

問題点として、保育ママが急拡大すると、保育所の設置が抑制されてきたことが挙げられます。いまだに保育所は足りないままで、認定保育ママに依存するサービス給付が続いているのが現状です。また近年では社会的投資という議論の中で、3歳未満の就学前教育が重要だといわれています。120時間の研修で認定を受ける保育ママの保育の質が、果たしてどうなのかはよく分かりません。しかし認定保育ママの保育の質を高め過ぎると待遇も上がり、高額になって認定保育ママを利用できない人が増えてしまいます。質を高めた結果利用できなくなるのは本末転倒ですので、難しい問題です。

フランスは、基本的には施設に向けて運営費も出していますが、現金給付が非常に手厚く、普通の家族手当や就業自由選択補足手当などを行っています。それだけではなく、認定保育

ママやベビーシッターに関する手当が分厚くあります。つまり利用料としての支援が、間接的に政府から回って来るのです。これが大きいのだと思います。

フランスでも日本でも地域間のばらつきというのは是正できていません。ばらつきの是正として何が求められるのかというと、画一的な保育の整備、つまり全国どこでも都心の待機児童対策レベルの保育所が整備されるといいのかが、地方のニーズを重視した、多様な保育のバランスが必要なのかということが問題になると思います。



指定討論

稗田健志・柴田悠・島田桂吾

- 稗田健志（大阪市立大学大学院法学研究科／教授）



西岡さんの報告についてのコメントです。確かにタイミングとか、配列、結合などが影響しているように見えますが、その背景に、そういう政治が行われる場の、権力の非対称的な配分があるのではないかと思います。タイミング、配列、結合が重要だというのは分かるのですが、そういったことが重要になる、もう一段メタな部分での、政治過程が実現する場のような間で、権力に一種のバイアスがかかっているというような、どのような政策が実現するか、実現しないのかというところで、階級間バランスというものが影響しているのではないかと思います。

もう1つはタイミング、配列、結合の枠組みでは、タイミングが先に来たからとか、この3つの政策がたまたま同じ時期に一致したということで、事後的に政治過程を分析することはできるとは思います。しかし、果たして事前的に、政策的結合を理論的に予測できるだろうかということです。特に気になるのは結合です。報告の中で、規制緩和政策と地方財政政策、三位一体の改革と、そして措置制度改革と保育政策、これがたまたま一致した結果、保育所民営化が急増したり、公立中心から私立中心への変化が実現したと言われましたが、果たしてこの結果を、事前的にタイミング、配列、結合という枠組みで説明できるだろうかということです。

千田さんの報告に対しては、千田さんは政治学者ですので、権力関係を分析してほしいということです。確かにフランスにおける認定保育ママ制度の普及の背景には、公的保育所の整備に不足に加えて、寛大な現金給付があると思います。では、どういう政治的アクターの、いかなる思惑の下での政策判断により、公的施設より現金給付が優先するという政策が実現したのか、その政治アクターが出てこないのか、それをぜひ教えてほしいと思います。

また、80年代に自治体が保育所契約以降の法的義務付けをしなかったのも、ある意味、政治的決定なのですが、この決定は意図してなされたのか、それとも意図せずになされたのかについて、もう少し突っ込んだ議論がほしいと思います。

フランスでは今も、保育ママを雇わなければお金をもらえないということがあるかもしれませんが、しかし現実に家族手当を付けて、寛大な現金給付は実現したわけです。その寛大な現金給付がもたらす政策的帰結と、保育所の整備がもたらす政策的帰結は違うのです。それに対して、政治アクターはそれを見越して、それぞれ立場があるはずなのですが、それ

についてフランスではどうなっているかということ、ぜひ教えていただきたいと思いません。

● 柴田悠（京都大学大学院人間・環境学研究科／准教授）



西岡さんのご発表では、公設・公営の保育所は、正規職員の給与は比較的安定して、質もよいという前提のお話だったと思います。では、どうしたら民営化に歯止めをかけられるとか、民営の保育所の質を高めるため、保育士配置の充実のためにどうしたらコストを増やしていけるかという、ヒントをお伺いしたいと思います。今回はアジェンダの設定の仕方を中心に分析されていましたので、そういった議論の立て方、問題の設定の仕方、言説の作り方について何かヒントをいただければと思います。

また、政権を運営している与党にすれば、どういうアジェンダ設定をすればもっと財源を増やしていけるのか、つまり国民を説得できるかということです。今は有権者の多くが高齢者なので、どうしたら政権与党は高齢者有権者を説得できるかについて、何かヒントがいただけたら与党の議員にとっても参考になると思います。逆に野党としては、どういう問題設定や言説の作り方が有効なのか、つまり与党に財源を作るのを促すために、野党はどのような戦略を取るべきなのかについて、何かアイデアがあればお伺いしたいと思います。そして待機児童問題について、広く国民全体に問題意識を持ってもらうために、市民はどう動いたらいいのか、あるいは当事者以外の市民がどういった助けができるかということも、もし何かありましたらお伺いできればと思います。

千田さんのご発表についてのコメントですが、私が気になったのは、認定保育ママを誰がやっているのかということです。認定保育ママはフランス国内においてどういう階層的な立場にあって、その方々の男女の比率、移民の方がどれくらい認定保育ママとして働いているのかということです。ジェンダーやエスニシティの面で、実は問題を含んでいるかもしれないと思うのです。

認定保育ママの質の保証に関しては、フランスではどういう議論になっているのでしょうか。120時間の研修で十分とされているのか、もっとこうしたらいいとか、もっと質をよくしようという取り組みがあるのかどうかを、お伺いしたいと思います。何かしらのかたちで質を確保できれば、東京や大阪における待機児童の解消の一つとして、日本でも認定保育ママはあり得るのではないかと考えています。現在の保育ママは、保育の質という面ではあまり規制がないと思いますので、フランスでの質の問題というのは非常に参考になると思います。

フランスと日本では家族観が違いますので、今まで知らなかった人と契約を交わして、他

人の家の中に子どもを半日預けることについて、日本人には文化的な壁もあるかもしれません。そもそも認定保育ママが普及する可能性が、日本ではどうなのかという疑問もあります。フランスと日本の家族観の違いについてのご示唆、日本において広まるための制度的な工夫、質の保証の方法などについて、何かポジティブなご提案もあれば伺いたいと思います。

● 島田桂吾（静岡大学教職大学院／講師）



西岡先生の報告についてですが、特に保育所の民営化のところで2つお聞きしたいと思います。1つは厚生労働省が公立保育所運営費の一般財源化を認めたのは、どういう理由だったのかということです。同時期に、文部科学省の義務教育費国庫負担金の一般財源化が遡上にあがりましたが、業界団体をあげて反対し、負担割合は引き下げられたけれども制度は存続しました。一方で、公立保育所運営費も保育団体が強く反対したにもかかわらず、比較的簡単に通った印象があります。この現象をどう捉えればよいのでしょうか。

2つ目は、保育所民営化の政策過程で、市町村が果たした役割は何だったのかということです。認定こども園が2006年から始まりましたが、それ以前から地方自治体の「苦肉の策」として幼保合築の施設が増え始めていて、国がそれを「認定こども園法」という制度で後から当てはめたような印象を受けています。教育行政でも、少人数学級制に代表されるように、市町村が先に政策を実施して、後から国が全国展開するという手法が広まってきました。保育所民営化が増えた背景として、地方自治体で少しずつ増えてきたものを国が全国展開したと捉えたほうがいいのか、あるいは地方自治体は受け身で、制度の恩恵にあやかっただと捉えたほうがよいのでしょうか。

千田先生にも2つお聞きします。1つ目は、フランス国民が一番望んでいるのは保育ママ制度だという調査結果がありましたが、その理由は何なのかということです。おそらく日本の場合は、喜んで保育ママに預けたい人はほとんどいないと思います。フランスも通常の保育施設があるにもかかわらず、あえて保育ママに預けたいというのは、子育てに対する文化的、制度的な違いがあるのか、あるいは雇用の状況などの違いなどがあるのでしょうか。

2点目は、事故などに対する保育ママの法的責任が、どのようになっているのかということです。日本の場合、公立保育所であれば国家賠償法に基づき、基本的には保育者は賠償責任を負わないという仕組みになっています。フランスでは、行政はほぼ責任を持たないというお話がありましたが、保育ママの賠償責任に関して、事故や対応についてセーフティネットがあるようでしたら、ぜひ伺いたいと思います。

コメントに対するリプライ

- 西岡晋

稗田先生からのご指摘で、時間的な文脈が置かれているメタなレベルの政治の場、あるいは階級間の権力バランスというのが、より本質的な原因なのではないかというのは、そのとおりだと思います。

事後的な説明はできても、事前に政策の帰結を予測することはできないというご指摘も、そのとおりだと思います。歴史的制度論がより重視しているのは、偶発的な出来事というのが、非常に重要な帰結をもたらすということで、そこに私は理論的な面白さを感じています。

柴田先生のご質問は、コストが抑えられている中で予算を拡大するには、どのような戦略なり言説の工夫があるのかということですが、一つは消費税の増税です。消費税の増税がなければ、予算は確保されない可能性が大きいのです。消費税増税に対して、国民が納得できるような情勢をどう作るかだと思います。言説的制度論では、政策や制度の改革を進めていくときに、政策的な合理性をうまく説得することと、価値合理性が必要だとされています。その点で言うと、これは経済成長に役に立つのだと説得することは、とても有効であると考えています。

ひとたび制度が作られれば、それによって新しい価値観が醸成されることがあります。例えば介護保険導入前は、介護というのは家族、特に女性がするのが当然だという意識が非常に強かったのですが、今は介護は家族がやるべきだと言っている人はあまりいないと思います。制度が導入され、拡大されることによって、便益を受ける人たちが多く出てくれば、それを国民は支持するようになるのです。卵が先か、ニワトリが先かの議論になるのですが、保育サービスを充実させることによって、これは非常に重要だということを国民の多くが認識すると、それをより強化しようという力が働くようになるのではないかと思います。

島田先生のご質問で、厚労省はなぜ一般財源化を認めたのかということですが、これは私自身も非常に大きなクエスチョンです。ただ、三位一体改革で、補助金を一般財源化ということ自体はもう決まっていた。厚労省は、最初は生活保護費の補助金を一般財源化しようとしたのですが、地方団体の強力な反対に遭って、代わりにというか、公立保育所の国庫補助金を差し出したわけです。この辺の事情はもう少し分析しないといけないと思っています。

市町村の果たした役割は何かということですが、厚生省が2000年に通知を出して、株式会社化が認められるようになりましたが、それから数年は株式会社に委託させる自治体あまり多くなかった。やはり国が主導してきたのだらうということです。また社会福祉法人というのは、その地域である種の政治的な勢力になっているところがあり、株式会社の

参入を自治体が認めなかったというのもあるのではないかと思います。特に株式会社に関しては、国が主導してきたのではないかというのが私の考えです。

- 千田航

稗田先生からのご指摘で、政治学者なら権力の分析をしろということですが、権力を持っているのは、今回の場合はおそらく全国家族手当金庫と呼ばれるところです。そこには現金給付の運営部門もありますが、政策の調査部門もあります。基本的には政府と関係を保ちながら、政策の実際の立案にかかわってきたところです。80年代に少子化問題対策として、仕事と家庭の両立支援を手厚くしたときに、中央政府の家族手当金庫は全国一律に、現金給付で認定保育ママの手当を増やしました。保育所が地方中心で増えていかななかで、保育ニーズを満たすには中央政府がコントロールしやすい現金給付を利用したといえます。

在宅保育手当と認定保育ママの手当を統合するときに、階級間格差というのが非常に問題になりました。ベビーシッターを雇えるのは金持ちしかいないので、在宅保育手当の利用者というのは、かなり高給な人に限られたのです。認定保育ママはさらに緩く、さらにその下に、家で育児休業の手当をもらっている人がいて、このばらつきをなくさないといけないというのがありました。ただジェンダーの話になると、働く女性への支援だけでなく、自由選択という話になります。手当の支給額を底上げするのであれば、退出するか労働市場を与え続けるかの選択は親に委ねて、手当は削らず、ばらつきも起こさないかたちでやるので、ある意味ではジェンダーの話を覆い隠すことになります。フランスはジェンダーが進んでいると思われていますが、真の男女平等というかたちで、DVの規制などが法律になったのは、実は2014年なのです。フランスが男女平等を徹底してやっているのかどうかは、評価を考える必要があると思います。

柴田先生と島田先生からのご質問は、認定保育ママの話ですので、まとめてお答えしたいと思います。まずエスニティの話ですが、認定保育ママは実は高齢化が進んでいて、40代、50代の女性が圧倒的に多いです。30代、20代の移民がやっているというのは、そんなに多くありません。移民の人たちがやっているのは、安い無認可の保育ママでしょう。

他人の家に預けるというのを、どう思っているのかというのは難しいですが、認定保育ママは、親が働き続けるために仕方がない選択肢としてあったのかもしれないと、個人的には思っています。

認定保育ママを重宝しているのはなぜかという島田先生のご質問ですが、親が直接契約をするので、やはり時間設定が柔軟にできるからではないかと思います。労働時間がフレキシブルな人にとって重宝するのだと思います。

安全面の話では、事故が起こったときの損害保険には加入するはずですが、大事なのは、使用者は親であり、親が雇用契約を結んで雇っているということです。認定保育ママが事故を起こしたときの使用者責任は親になります。ここは契約でやることの大事な点で、親にも責任が来てしまいます。保育サービスを量的に拡大すればいいといったときに、では雇用契約

をしたときに、皆さんは責任を負えるだろうかということです。行政に責任を投げず、子どもに何かあったときに自分が責任を取るという契約ができるかどうかです。それができれば量が増えると思いますが、果たしてできるでしょうか。

